【平成20年1月4日現在】

（登記）

第八十九条の二　金融商品会員制法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、創立総会の終了の日から二週間以内に、しなければならない。

２　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登記）

第八十九条の二　金融商品会員制法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、創立総会の終了の日から二週間以内に、しなければならない。

２　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

（③　削除）

（改正前）

（新設）

第八十九条の三　証券会員制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

③　証券会員制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第八十九条の三　証券会員制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在場所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告方法

③　証券会員制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第八十九条の三　証券会員制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告の方法

③　証券会員制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第八十九条の三　証券会員制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

（四　削除）

四　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

五　基本金及び払い込んだ出資金額

六　出資一口の金額及びその払込方法

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

九　公告の方法

③　証券会員制法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　内閣総理大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による　内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　　内閣総理大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び金融再生委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣及び金融再生委員会の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び金融再生委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣及び金融再生委員会の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵大臣の設立免許の年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十三条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵省に備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百三十八条　設立の登記は、第八十三条第二項の規定による大蔵大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　大蔵省に備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（改正前）

第百三十八条　設立の登記は、第八十三条第二項の規定による証券取引委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　証券取引委員会の備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百三十八条　設立の登記は、第八十三条第二項の規定による証券取引委員会の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

②　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所

四　証券取引委員会の備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五　存立の時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

六　基本金及び払い込んだ出資金額

七　出資一口の金額及びその払込方法

八　理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九　理事に代表権を与えたときは、その代表権の範囲

十　公告の方法

③　証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。